

久喜市認知症初期集中支援チーム検討委員会設置要領

平成 29 年 1 月 23 日市長決裁

改正 平成 31 年 3 月 26 日市長決裁

(設置)

第 1 条 地域支援事業の実施について（平成 28 年 5 月 27 日付け老発 0527 第 3 号厚生労働省老健局長通知）別紙地域支援事業実施要綱に基づき、久喜市認知症初期集中支援チーム（以下「支援チーム」という。）の円滑で適正な運営を図るため、久喜市認知症初期集中支援チーム検討委員会（以下「検討委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第 2 条 検討委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 支援チームの活動状況に関すること。
- (2) 支援チームの活動における関係機関との連携方法に関すること。
- (3) その他支援チームの活動について必要な事項に関すること。

(組織)

第 3 条 検討委員会の委員は、久喜市在宅医療・介護連携推進会議の委員があたるものとする。

(座長)

第 4 条 検討委員会に座長を置き、久喜市在宅医療・介護連携推進会議の座長がこれにあたるものとする。

- 2 座長は、検討委員会を総理し、検討委員会の議長となる。
- 3 座長に事故があるときは、あらかじめ座長の指名する者が、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 検討委員会は、座長が招集する。

- 2 座長は、必要があると認めるときは、検討委員会に委員以外の者の出席を求め、その意見または説明を聞くことができる。

(秘密の保持)

第 6 条 検討委員会に出席した者は、検討委員会を通じて知りえた秘密を他にもらしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第 7 条 検討委員会の庶務は、福祉部高齢者福祉課において処理する。

(その他)

第 8 条 この要領に定めるもののほか、検討委員会の運営に関し必要な事項は座長が検討委員会に諮って定める。

附 則

この要領は、平成 29 年 2 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。